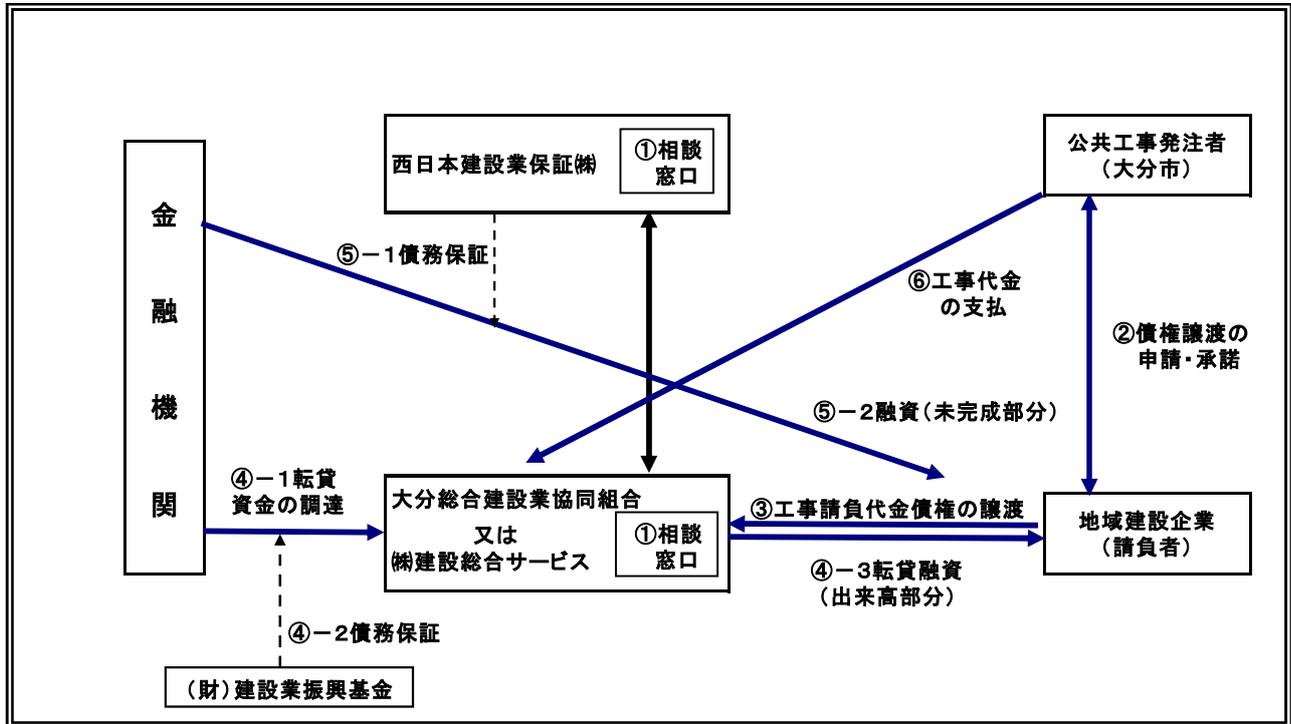


『地域建設業経営強化融資制度』の仕組み



【手続等について】

- ① 融資を希望する請負者は、大分総合建設業協同組合、西日本建設業保証㈱、㈱建設総合サービスのいずれかに相談する。
- ② 請負者は発注者である大分市へ債権譲渡の承諾申請を行い、大分市は申請内容を確認のうえ承諾を行う。
- ③ 請負者は、大分総合建設業協同組合又は㈱建設総合サービスへ工事請負代金債権の譲渡を行う。
- ④ 大分総合建設業協同組合又は㈱建設総合サービスは、(財)建設業振興基金の債務保証により金融機関から転貸資金を調達し、工事の出来高部分について請負者に融資する。
- ⑤ 金融機関は、工事の未完成部分について、西日本建設業保証㈱の金融保証により請負者に融資する。
- ⑥ 大分市は、工事完成後、債権譲渡先である大分総合建設業協同組合又は㈱建設総合サービスに工事請負代金を支払う。